

(厚生労働委員会)

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害

者基本法等の一部を改正する法律案(第百五十三回国会衆第二九号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、障害者基本法等の関連法律の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、障害者基本法の一部改正

公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴について、国及び地方公共団体が配慮しなければならない旨の規定を設ける。

二、社会福祉法の一部改正

第二種社会福祉事業に介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加する。

三、身体障害者福祉法の一部改正

介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業について定めるとともに、地方公共団体が実施する身体障害者の社会参加を促進する事業に、身体障害者補助犬の使用を支援する事業を追加する。

四、施行期日

この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業に係る改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。